

環境保全対策について（案）

1 目的

日乃出清掃工場の抜本的改修に際して、焼却施設の稼働等で生じる排ガスや排水、騒音、振動、臭気が生活環境へ与える影響について把握し、その環境保全対策を検討する。

2 排ガスに係る対策

(1) 対策の概要

廃棄物処理法および大気汚染防止法等では、煙突から排出される排ガス中に含まれる、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類の量や濃度が規制されている。

また、水銀についても、大気汚染防止法の改正（平成 30 年 4 月施行）により、排出基準が定められたところである。

規制物質と除去方法は、表 1 のとおりであり、これら排ガスに係る処理の主な流れは、図 1 のとおりである。

表 1 排ガスに係る規制物質と除去方法

名称	除去方法
ばいじん	ろ過式集じん器（バグフィルタ）で除去する。
硫黄酸化物	消石灰等のアルカリ剤と反応させ、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で除去する。
塩化水素	
窒素酸化物	低空気比の燃焼制御を行い、発生を抑制させる。
ダイオキシン類	活性炭に吸着させ、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で除去する。
水銀	

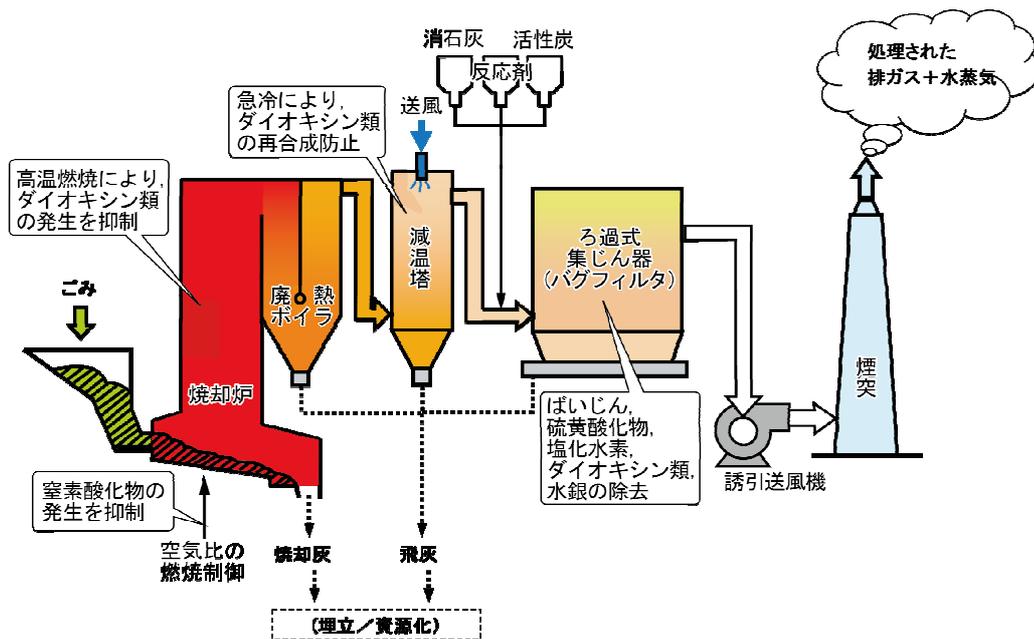


図 1 排ガス処理に係る主な流れ

(2) 基準値の設定

排ガス基準値については、技術検討委員会の報告書の留意点を踏まえ、環境負荷の低減と経済性の均衡にも配慮しながら、現状の実績値、排ガス処理技術の動向および新たな設備・機器の性能等を勘案し、今後予定される基本設計において、適切な基準値を設定する。

なお、法で定められた*排出基準値は、表2のとおりである。

※ 大気汚染防止法などで規制を受ける工場などが守らなければならない基準

表2 排出基準値

項目	単位	排出基準値
ばいじん	g/Nm ³	0.04 以下
硫黄酸化物	ppm	1,500 以下*
塩化水素	mg/Nm ³	700 以下
窒素酸化物	cm ³ /Nm ³	250 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1 以下 (1・2号炉) 1 以下 (3号炉)
水銀	μg/Nm ³	30 以下

※ 排出基準値は、地域ごとの定数と、煙突高さ、排ガス温度、排ガス量等から決まる。函館市の場合、定数は11.5であり、日乃出清掃工場では約1,500ppm以下相当となる。

3 排水に係る対策

(1) 対策の概要

ごみ焼却施設からは、プラント排水やその他の排水が発生するが、再利用できる排水については、焼却炉内の温度調整などに用い、再利用できない排水については、現行どおり、公共下水道への排除を継続するものとする。

(2) 基準値の設定

排水基準値については、下水道法の規定に基づく「函館市下水排除基準」(平成27年10月)の基準値とする。

4 騒音に係る対策

(1) 対策の概要

騒音の発生源として、誘引送風機や発電機等があるが、低騒音型の機器を導入し、騒音の発生を抑えることや、機器を建物内部に設置し、騒音の外部への漏洩

を防ぐなどの対策を講じるものとする。

(2) 基準値の設定

現施設の設置場所は、表3のとおり、騒音規制法に基づく規制区域が設定されていることから、規制基準値を基本としながら、現状の実績値や設備・機器の性能等を勘案し、今後予定される基本設計において、適切な基準値を設定する。

表3 騒音基準値

区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
規制基準値（※第3種区域）	65デシベル	55デシベル	50デシベル

※ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

5 振動に係る対策

(1) 対策の概要

振動の発生源として、誘引送風機や発電機等があるが、低振動型の機器を導入し、振動の発生を抑えることや、機器の基礎を独立基礎とし、振動の伝播を防ぐなどの対策を講じるものとする。

(2) 基準値の設定

現施設の設置場所は、表4のとおり、振動規制法に基づく規制区域が設定されていることから、規制基準値を基本としながら、現状の実績値や設備・機器の性能等を勘案し、今後予定される基本設計において、適切な基準値を設定する。

表4 振動基準値

区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～ 翌日の午前8時
規制基準値（※第2種区域）	65デシベル	60デシベル

※ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域等

6 臭気に係る対策

(1) 対策の概要

臭気対策として、ごみピット等の臭気発生源において、臭気を捕集する設備の導入検討や、施設全体を負圧にして臭気の外部への漏洩を防ぐなどの対策を講じるものとする。

(2) 基準値の設定

現施設の設置場所は、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されていることから、規制基準値を基本としながら、現状の実績値や設備・機器の性能等を勘案し、今後予定される基本設計において、適切な基準値を設定する。